

2022 DISCLOSURE

ディスクロージャー



全東栄信用組合

索引

各開示項目は、以下のページに記載しております。なお、*印は「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」、◎印は「金融再生法」に規定されている法定開示項目です。

* 索引	1
ごあいさつ	2
経営理念	2
あゆみ	3
* 役職員の状況	4
* 会計監査人の名称	4
* 組織図	4
営業地区一覧	4
総代会及び総代	5
総代のご紹介	5
総代の属性別構成比	5
理事会・総代会・検査事項等	6
第72期定時総代会	7
報酬体系について	7
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	8
* コンプライアンス態勢	8
反社会的勢力に対する取組み	8
マネー・ローンダリング、テロ資金供与リスクへの対応	9
* リスク管理態勢	9
個人情報保護の取組み	9
* 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	10
【地域密着型金融の取組み】	
地域金融の円滑化	11
情報開示と顧客満足度の向上	12
顧客保護の徹底	13
【地域の活性化のための取組み状況】	
中小企業の経営支援に関する取組み	14
地域貢献活動	15
* 主要な事業の内容	16
ご預金のご案内	17
ご融資のご案内	18
各種サービスのご案内	19
現金自動機器設置状況	19
貸金庫設置状況	19
諸手数料のご案内	20

* 事業の概況	21
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	21
* 法定監査の状況	21
* 主要な経営指標の推移	22
普通出資の組合員数	22
* 貸借対照表	23
* 損益計算書	27
* 自己資本の構成に関する開示事項	28
* 自己資本調達手段の概要	28

【主要業務に関する指標】	
* 剰余金処分計算書	29
* 業務粗利益及び業務純益等	29
* 預貸率及び預証率	29
* 総資産利益率	29
経費の内訳	29
役務取引の状況	29
その他業務収益の内訳	29
* 受取利息及び支払利息の増減	29

【貸出金及び預金に関する指標】	
* 貸出金業種別残高・構成比	30
* 貸出金種類別平均残高	30
消費者ローン・住宅ローン残高	30
* 貸出金使途別残高	30
* 貸出金金利区分別残高	30
* 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	31
* 預金種目別平均残高	31
預金者別預金残高	31
* 定期預金種類別残高	31
財形貯蓄残高	31
代理貸付残高	31
1店舗当りの預金及び貸出金残高	31
職員1人当りの預金及び貸出金残高	31

【有価証券に関する指標】	
* 有価証券時価・評価差額等	32
* 有価証券・金銭の信託等の取得価格	
または契約価格・時価及び評価損益	32
* 有価証券種類別平均残高	32
* 商品有価証券の種類別平均残高	32
* 有価証券種類別残存期間別残高	32

【その他の指標】	
* リスク管理債権及び同債権に対する保全額	33
◎金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	33
* 貸倒引当金の内訳	33
* 貸出金償却額	33
* 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等	33
* 総資金利鞘等	33
内国為替取扱実績	33
外国為替取扱高	33
外貨建資産残高	33
オフバランス取引状況	33
先物取引の時価情報	33
オプション取引の時価情報	33
公共債引受額	33
公共債密販実績	33

* 中小企業の経営改善への取組み状況	34
* 経営者保証に関するガイドラインに対する取組み状況	34
* リスク管理体制一定性的事項	35
* リスク管理体制一定量的事項	36
* リスク管理体制一定量的事項	37

* 店舗一覧	38
--------	----

ごあいさつ



理事長 高橋 正次

平素は格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。皆様へ当組合の経営内容をお伝えするためにディスクロージャー誌を作成いたしました。ご高覧の上当組合へのご理解を一層深めて頂ければ幸いです。

2021年、我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい状況が続いておりましたが、各種政策の効果や海外経済の改善もあって年後半は持ち直しの動きがみられました。しかしながら、年明けからは、新たな変異株による感染の急拡大や、円安等による原材料の高騰などのコストの増加により、景気回復に向けた動きは力強さを欠いております。

地域経済を担う私たちのお客様である中小・小規模事業者、特に外食・観光関連等のお客様は、売上げが回復せず事業継続及び雇用維持等が懸念されております。

また私たち信用組合を取り巻く環境も、日銀の金融緩和政策の継続実施により市場金利が極めて低水準で推移している等収益面での厳しい状況が続いております。

昨年より官民金融機関が総力を挙げて取り組んでまいりました無利子無担保融資等による資金繰り支援により、企業の資金繰りは全体としては落ち着いておりますが、当該融資の据え置き期間が終了するまでにコロナ禍前の売上げに近づけることが、企業の大きな課題となっております。

ウイズコロナ・アフターコロナを見据え、コンサルティング機能をより一層発揮し、販路拡大等の営業支援に取組むとともに、事業再構築補助金等の各種公的な補助金・給付金の申請手続き支援等の取組みにより、地域の事業者をサポートしてまいります。

これからも地域の発展のため、またお客様の信頼にお応えできるよう、役職員一同全力で取り組んで参りますので、今後とも変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

経営理念

1. 地域密着経営の徹底

地域金融機関として、地域中小企業の経済力の向上、地域住民の生活の向上、地域社会の繁栄に寄与するため、絶えず考え行動し、地域のためになくはない組合になること。

2. 顧客密着経営の徹底

組合の情報・地域情報・金融情報等の提供とお客様のニーズに広く応えることに努め、お互いの信頼関係を深め、あらゆる相談に対応できる組合になること。

3. 健全経営の徹底

公共性を求められる金融機関として、誠実・公正で知識・技能と意欲をもって行動する人材の育成とコンプライアンス態勢の構築及び収益基盤の確立に努め、健全な組合になること。

昭和26年10月	千代田区神田小川町に設立、初代理事長に天野定次郎就任
昭和27年	世田谷区太子堂に世田谷支店新設開店 台東区元浅草に三筋町支店新設開店 手形交換加盟（受託銀行 横浜銀行）
昭和28年	2代目理事長に岡崎亮一就任
昭和36年	豊島区南長崎に東長崎支店新設開店
昭和38年	渋谷区本町に渋谷本町支店新設開店
昭和40年	3代目理事長に本多一雄就任
昭和41年	大田区中央に大森支店新設開店
昭和42年	北区上十条に十条支店新設開店 電算センター設置、IBM、PCS導入
昭和45年	足立区西新井に西新井支店新設開店
昭和48年	豊島区池袋本町に下板橋支店新設開店 千代田区神田小川町より、豊島区池袋本町に本部を移転
昭和49年	IBMシステム3導入
昭和53年	渋谷本町支店新築移転 足立区舎人に舎人支店新設開店
昭和56年	全国信用組合共同オンラインに加盟 預金科目オンライン移行
昭和58年	東長崎支店新築移転
昭和60年	預金科目第2次オンライン移行 8店舗にCDコーナー設置
昭和61年	世田谷支店新築移転 4代目理事長に宮下武雄就任 融資科目オンライン移行
平成元年	渋谷本町支店、西新井支店、舎人支店の3店舗に貸金庫設置
平成2年	IBM AS-400導入
平成3年	第3次オンライン移行 諸勘定日計オンライン移行 渉外支援ハンディ端末導入
平成4年	三筋町支店にCDコーナー設置
平成5年	本店営業部新築開店、CDコーナー設置 三筋町支店新築移転、貸金庫設置 下板橋支店に貸金庫設置
平成8年	5代目理事長に亀井利夫就任
平成10年	東長崎支店、大森支店の2店舗に貸金庫設置
平成11年	ポスト第3次オンライン移行 オンライン端末全面入替 大森支店、渋谷本町支店の2店舗に貸金庫増設
平成12年	渉外支援ハンディ端末全面入替
平成13年	6代目理事長に郡山育郎就任
平成16年	7代目理事長に発地幸徳就任
平成18年	東長崎支店に貸金庫増設 世田谷支店に貸金庫設置
平成19年	第5次オンラインシステム稼働 8代目理事長に浅沼博就任 渋谷本町支店移転 十条支店に貸金庫新設 舎人支店に貸金庫増設
平成20年	オンライン端末全面入替
平成23年	渉外支援システム全面入替
平成24年	十条支店新装開店
平成25年	9代目理事長に橋本勇就任
平成27年	第6次オンラインシステム稼働
平成30年	インターネットバンキング取扱開始 しんくみPay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス取扱開始 渉外支援ハンディ端末全面入替
令和元年	日本銀行歳入復代理店窓口収納取扱開始
令和2年	スマホ決済サービスBankPay（バンクペイ）取扱開始 ダイレクト納付サービス取扱開始 Web口座振替受付サービス取扱開始
令和3年	10代目理事長に高橋正次就任 スマホ決済サービスJ-CoinPay（ジェイコインペイ）取扱開始

役職員の状況

●役員一覧

理事長 高橋 正次	常勤理事 川山 幹雄	常勤監事 富樫 敬
専務理事 大橋 清志	常勤理事 須下 洋	非常勤監事 林 晃司
常勤理事 寺井 国夫	常勤理事 石井 良一	非常勤監事 小川 勉
	非常勤理事 石川 正樹	(令和4年6月23日現在)

(注) 当組合は、職員出身者以外の理事1名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

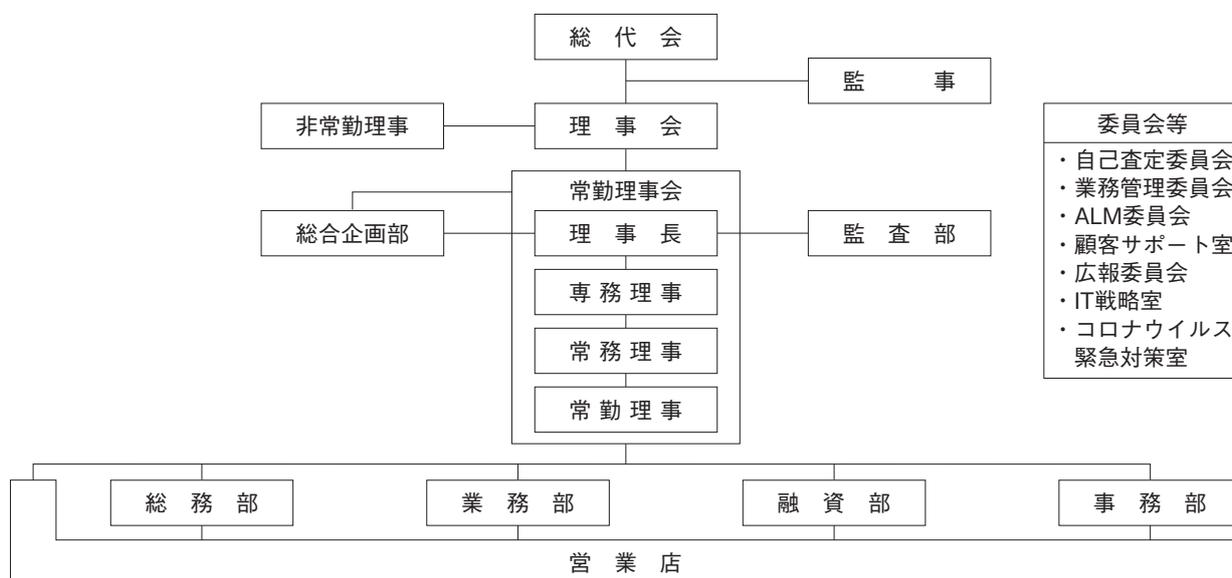
●職員数の推移

区 分	令和2年度	令和3年度
男性職員	68人	65人
女性職員	43人	44人
合 計	111人	109人

会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人(令和4年3月末現在)

組織図



営業地区一覧

千代田区・中央区・台東区・港区・世田谷区・新宿区・渋谷区・目黒区・豊島区・墨田区・江東区・文京区・中野区・大田区・品川区・杉並区・練馬区・板橋区・北区・荒川区・足立区 以上21区

総代会及び総代

- ・信用組合は、組合員の「相互扶助」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。
- ・組合員は、総会を通じ議決権を行使することにより経営に参加することになります。
- ・当組合では、最高意思決定機関として、総会に代わる総代会を設けております。
- ・総代会は、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分案の承認、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。
- ・総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っており、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されております。任期は3年で、就任年齢は満85歳未満、最高年齢87歳をもって任期満了としております。尚、定数は以下の通り地区別に決められており、全体で100人以上110人以内となっております。

総代のご紹介

(令和4年6月23日現在、敬称略、50音順)

第1区(本店営業部の所轄地域)	定数11名・総代数11名
石津 勝男 (3) 江本 篤哉 (5) 大溝 武 (6) 久保田俊一 (1) 佐藤 友行 (3)	
土屋 憲夫 (3) 南部 明夫 (25) 平間 和郎 (8) 前田 志朗 (8) 水野 孝則 (1)	
室岡 秀雄 (6)	
第2区(世田谷支店の所轄地域)	定数14名・総代数14名
赤池 宗孝 (4) 稲田 實 (3) 猪又 秀雄 (8) 太田十二郎 (3) 小川 洋子 (1)	
金田 修一 (1) 黒澤 徹也 (3) 河野 保 (3) 島田 秀考 (14) 中嶋 嘉章 (4)	
平山 雅義 (4) 福本 金保 (11) 村井 良行 (2) 吉田 昌史 (1)	
第3区(三筋町支店の所轄地域)	定数8名・総代数7名
青戸昭太郎 (6) 今泉 泰一 (1) 河村 尚男 (1) 小林 晟祐 (5) 佐伯 良美 (1)	
塚田 洋子 (3) 西岡 康弘 (7)	
第4区(東長崎支店の所轄地域)	定数9名・総代数9名
岩崎 恵弘 (3) 熊谷 茂 (1) 武井 一也 (4) 武川 和義 (10) 鶴岡 丈夫 (3)	
成井 秀男 (7) 細川 貴之 (1) 望月 巖 (3) 吉田 清 (5)	
第5区(渋谷本町支店の所轄地域)	定数14名・総代数13名
一角 泰雄 (2) 岩崎 健二 (10) 大場 秀夫 (5) 岡田 一郎 (6) 金山 明夫 (1)	
小池 茂男 (3) 杉本 恭一 (3) 田村 豊也 (10) 平松 邦明 (2) 廣田 和英 (1)	
藤咲 昌一 (1) 水柿 五子 (3) 山口 伸一 (1)	
第6区(大森支店の所轄地域)	定数11名・総代数10名
井上 紀夫 (5) 奥居耕太郎 (5) 小牧のり子 (1) 酒井 和夫 (6) 菅原 勇継 (5)	
鈴木 英男 (5) 建石 則章 (8) 波多野都喜男 (3) 森田 基敬 (3) 吉川 康仁 (3)	
第7区(十条支店の所轄地域)	定数10名・総代数9名
飯塚 信男 (1) 市川英一郎 (4) 幸村 秀範 (3) 竹内 忠雄 (1) 野口 武彦 (6)	
灰原 義夫 (16) 林 秀博 (3) 星野 和吉 (8) 村上 平治 (11)	
第8区(西新井支店の所轄地域)	定数15名・総代数13名
足立 賢一 (4) 内田 巖 (4) 小林 一光 (1) 清水 忠勝 (12) 志水 正明 (8)	
関 邦次 (1) 高井 良子 (1) 玉田 直義 (7) 藤川 重郎 (5) 増田 秀夫 (8)	
丸山 博久 (3) 柳田 志郎 (5) 山本 進 (8)	
第9区(下板橋支店の所轄地域)	定数8名・総代数8名
石川 雅章 (1) 尾崎 英幸 (10) 桐生 紘一 (9) 田中 昇次 (4) 寺門 孝史 (3)	
日置 一夫 (11) 間瀬 晴之 (3) 渡部 和美 (3)	
第10区(舎人支店の所轄地域)	定数10名・総代数10名
秋田 博之 (1) 浅沼 保 (6) 新井 謙蔵 (4) 岩野 亮一 (2) 影山 孝 (1)	
久野 茂 (5) 品川 久則 (2) 俵谷 幸喜 (4) 宮坂 志郎 (1) 村上 文教 (2)	
合計 総代定数110名 総代数104名	
(注)氏名の後に就任回数を記載しております。	

総代の属性別構成比

(令和4年6月23日現在)

職業別				
個人	0.96%	個人事業主 22.11%	法人役員 76.92%	
年代別				
50代	11.53%	60代 19.23%	70代 40.38%	80代以上 28.84%
業種別				
製造業	15.53%	建設業 20.38%	情報通信業 1.94%	運輸業 3.88%
卸売業、小売業	24.27%	不動産業 21.35%	学術研究、専門・技術サービス業	0.97%
飲食業	2.91%	生活関連サービス業	1.94%	教育、学習支援業 0.97%
				その他の産業 5.82%
(注)業種別は、個人事業主、法人役員のみ記載しております。				

理事会・総代会・検査事項等

令和3年4月27日	定例理事会 決議事項	出資加入承認に関する件 中期経営計画(令和3年度～令和5年度)における3ヶ年の計画数値に関する件 第71期事業計画並びに収支予算案に関する件 自己査定結果報告及び一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金計上額に関する件 定時総代会開催日時及び開催場所に関する件 令和2年度コンプライアンス・プログラム実施状況報告並びに令和3年度コンプライアンス・プログラムに関する件
令和3年5月26日	定例理事会 決議事項	定時総代会開催に関する件 第70期事業報告及び計算書類等(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、附属明細書)の承認に関する件 組合員除名に関する件 出資加入承認に関する件
令和3年6月24日	定時総代会 報告事項 決議事項	第70期事業報告及び貸借対照表、損益計算書の報告に関する件 第70期剰余金処分案の承認に関する件 第71期事業計画並びに収支予算案の承認に関する件 組合員法定脱退に関する件 理事任期満了につき改選に関する件 第71期役員報酬に関する件 退任役員に対する弔慰金贈呈に関する件
	臨時理事会 決議事項	理事長選定に関する件 専務理事選定に関する件
令和3年6月25日	定例理事会 決議事項	令和3年度役員報酬に関する件 退任役員に対する弔慰金贈呈に関する件 出資加入・譲渡承認に関する件 個人情報保護に関する外部委託先管理規程の制定に関する件
令和3年7月27日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件
令和3年8月27日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 令和3年度第1四半期実績分析の結果に関する件
令和3年9月28日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件
令和3年10月26日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件
令和3年11月25日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 金融商品に係る勧誘方針の改定に関する件
令和3年12月10日		全国信用協同組合連合会より、歳入復代理店事務の取扱いについて、検査を受ける。
令和3年12月28日	定例理事会 決議事項	11月承認済み出資加入に関する件 出資加入・譲渡承認に関する件 令和3年度上期における貸出金分析に関する件 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本規程の改定に関する件
令和4年1月25日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件
令和4年2月22日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 就業規則の改定に関する件
令和4年3月28日	定例理事会 決議事項	出資加入・譲渡承認に関する件 出資金期末脱退承認に関する件 令和4年度事業計画策定に関する件 不良債権償却に関する件 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)の改定に関する件 個人情報保護規程の改定に関する件 担保財産の評価基準の改定に関する件 育児・介護休業等に関する規程の改定に関する件 理事制裁に関する件

第72期 定時総代会

令和4年6月23日に東天紅 上野店にて開催され、総代104名のうち、104名(うち、書面による決議92名)が出席され、全議案が可決・承認されました。

- 報告事項 第71期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)事業報告及び貸借対照表、損益計算書の報告に関する件
- 決議事項 第1号議案 第71期剰余金処分案の承認に関する件
第2号議案 第72期事業計画並びに収支予算案の承認に関する件
第3号議案 組合員法定脱退に関する件
第4号議案 監事任期満了につき改選に関する件
第5号議案 第72期役員報酬に関する件
第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈に関する件



報酬体系について

1. 対象役員

当組合では理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a：決定方法 b：支払手段 c：決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	35,815	50,000
監事	7,632	8,000
合計	43,447	58,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事7名、監事3名です。

注3. 使用人兼務理事4名の使用人分の報酬(賞与を含む)は35,123千円です。

注4. 上記以外に支払った役員賞与金はありません。

注5. 上記以外に支払った役員退職慰労金(弔慰金)は22,044千円であります。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当組合は、「お客様(組合員)ファースト」の精神のもと、お客さまの満足度向上に努め「地域密着」「顧客密着」「健全経営」の経営理念に基づき、地域の「生活総合相談センター」となることで、お客さまから選ばれ役に立つ金融機関を目指しています。

当組合は金融商品の販売においても、この経営理念を実践するため、以下に掲げる「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を策定・公表し、お客さまの更なる信頼にお応えするため、役職員全員でこの方針を共有・実践してまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

当組合は、常にお客さまにとって最善の利益を追求するために、誠実かつ公正な姿勢で行動するとともに、お客さま本位の金融商品やサービスを提供してまいります。

当組合は、お客さまからのご相談・要望・苦情等に誠意をもって対応いたします。また、アフターフォローを通じて、適切な情報提供やアドバイスを行ってまいります。

2. 手数料の明確化

当組合が取り扱う金融商品については、お客さまが負担する手数料、その他の費用の透明性向上に努め、「手数料一覧表」をホームページや店頭に掲示し、また、資料等によりお客さまに分かりやすくお伝えしてまいります。

3. 重要な情報の分かりやすい提供

当組合は、金融商品の内容やリスク・取引条件などの情報について、お客さまが十分に理解できるよう、丁寧に説明を行ってまいります。

金融商品やサービスの提案・販売を行う場合には、お客さまの金融商品に対する知識、経験、財産等の状況を踏まえ、お客さま一人ひとりに合った、親切丁寧で分かりやすい説明を行ってまいります。

4. 「お客さま本位」を実践するための人材育成

お客さまからの信頼を最優先に考え、当組合職員に対してコンサルティング能力の強化に資する教育や研修を行い、人材育成に努めてまいります。

お客さまのニーズや利益に真に適う営業活動を評価するとともに、業績評価へ反映させてまいります。

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

当組合は、地域における協同組織金融機関として、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題として捉え、役職員一人ひとりが、法令やルールの遵守を常に心がけ、社会の信頼を得ていくことに努めております。

当組合では、本部に業務管理委員会を設置し、営業店には「コンプライアンスオフィサー、コンプライアンス担当者」を配置してコンプライアンス態勢の強化を図るとともに、コンプライアンス・プログラム(コンプライアンス年度計画)の実践等、役職員が一丸となって取組んでおります。

反社会的勢力に対する取組み

当組合は、社会的責任の役割を果たすと同時にコンプライアンスのより一層の徹底を図るため、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力への対応として、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、その基本方針の下、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当な要求に対しても確固たる態度で対応するなど、反社会的勢力への対応管理態勢の強化に努めております。

これにより、お客様が当組合の組合員となる場合、ご預金をご契約いただく場合、ご融資をお受けになる場合において、反社会的勢力に該当しないことを表明、確約していただいております。お客様には、取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

当組合では、今後も反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを尚一層強化してまいります。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与リスクへの対応

当組合は、グローバル化するマネー・ローンダリング、テロ資金供与リスクに対応するため、リスクに最初に直面する営業部門を第1の防衛線、対策の整備・周知、研修等の機会の提供や、相談対応等のサポート態勢を担う管理部門を第2の防衛線、独立した立場で実効性を監査する役割を担う監査部門を第3の防衛線として、組織的にマネー・ローンダリング、テロ資金供与リスク低減に努めております。

リスク管理態勢

金融の自由化・グローバル化等の進展により、金融業務はますます多様化且つ複雑化し、金融機関経営において信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなどのリスク管理については経営上、重要な課題の一つと位置づけ、「健全性の維持」と「収益性の向上」双方のバランスのとれた経営を目指しております。

当組合では、地域の皆様から信頼される金融機関であり続けるためにリスク管理態勢の充実に努めております。

●信用リスク管理

融資審査にあたっては公共性、成長性、安全性、収益性、流動性の5原則を踏まえ、お取引先の実態把握と財務分析による厳正な審査と、業種別、金額階層別、資金用途別ポートフォリオ管理を強化し、リスクの分散を図っております。

●市場関連リスク管理

為替・金利・株価などが変動することにより損失が発生するリスクを市場関連リスクといいます。

ALMシステムを活用しリスクの把握・分析を行うとともに適切なリスク管理に努めております。

●流動性リスク管理

支払準備資金の確保等資金繰りを重要なリスク管理として位置づけ、効率的な資金運用を行っております。

●事務リスク管理

正確・迅速且つ効率的な事務処理を行うため、役職員の事務リスクに対する意識を高め、事務水準の向上、業務運営の適正化を図っております。

監査部による内部監査の実施、営業店における部店内監査の毎月実施と報告等により不正や過誤の防止に努めております。

●システムリスク管理

コンピュータシステム等を安全稼働させるため、障害などを未然に防止する態勢の充実に努めております。

また、コンピュータの不正使用、データや情報の流失等の防止についても適切な管理を行っております。

個人情報保護の取組み

当組合では、個人情報保護を当組合の重要事項と捉え、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令等を遵守してお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性、機密保持に努めております。

個人情報につきましては、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じ、適切に管理しております。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当組合は、お客様からの苦情等については、「お客様お取引店舗」または「総務部（当組合相談窓口）」で受け付けております。お客様からのお申し出については、金融ADR制度（Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決制度）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、当組合に対するお客様の信頼の向上に取り組んでおります。

○当組合へのお申出先

「お客様お取引店舗」または「総務部（当組合相談窓口）」をお願いいたします。

住所、電話番号については、「お客様お取引店舗」は38頁の「店舗一覧」をご覧ください。「総務部（相談窓口）」は以下の通りです。

名称	住所	電話番号	受付時間
総務部(相談窓口)	〒170-0011 豊島区池袋本町4-37-9	03-3986-0177	9:00～17:30 土・日・祝日および金融機関休業日を除く

○当組合以外のお申出先

苦情等のお申し出は当組合のほか、他の機関でも受け付けております。

名称	住所	電話番号	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 千代田区霞ヶ関1-1-3	03-3581-0031	9:30～12:00、13:00～16:00 月～金(祝日および年末年始を除く)
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 千代田区霞ヶ関1-1-3	03-3595-8588	10:00～12:00、13:00～16:00 月～金(祝日および年末年始を除く)
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 千代田区霞ヶ関1-1-3	03-3581-2249	9:30～12:00、13:00～17:00 月～金(祝日および年末年始を除く)

(注) 上記センターで紛争の解決を図ることも可能です。「お客様お取引店舗」または「総務部（相談窓口）」、「東京都信用組合協会」、「しんくみ相談所」へお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もございます。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により共同して解決に当る。

※移管調停・現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名称	住所	電話番号	受付時間
東京都信用組合協会	〒104-0031 中央区京橋1-9-5	03-3567-6211	9:00～16:30 月～金(祝日及び金融機関休業日を除く)
しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)	〒104-0031 中央区京橋1-9-5	03-3567-2456	9:00～17:00 月～金(祝日及び金融機関休業日を除く)
そんぼADRセンター (一般社団法人 日本損害保険協会)	〒101-8335 千代田区神田淡路町2-9	0570-022808	9:15～17:00 月～金(祝日及び年末年始を除く)

地域密着型金融の取組み

当組合の 地域密着型金融の 基本方針

当組合は「地域の中小企業の発展、地域住民の経済力の向上、地域社会の繁栄」に寄与することを経営方針に掲げ、地域社会の「生活総合相談センター」を目指し、地域密着型金融の実現に向けて以下の3項目を重点課題として取組んでおります。

I. 地域金融の円滑化

1. 地域のお客様のニーズに則した資金提供

「生活総合相談センター」の役割を発揮し、地域のお客様の経済力の向上と、多様化する資金ニーズにお応えしてまいります。

(1) 新型コロナウイルス感染症対応融資（保証協会・各区制度融資）の推進

(令和3年度) 新型コロナウイルス感染症対応融資 218件 2,190,829千円実行

(2) 起業・創業をお考えの方を対象とした「創業サポートローン」・「女性・若者・シニア創業サポートローン」の推進

(令和3年度) 創業資金 14件 92,500千円実行

(3) 事業性のお借入について資金繰り緩和をお考えの方を対象とした「楽ラクサポートローン」・「短期継続融資」の推進

(令和3年度) 楽ラクサポートローン 1件 3,680千円実行

(令和3年度) 短期継続融資 3件 13,000千円実行

(4) 日本政策金融公庫との協調融資の推進

(令和3年度)

日本政策金融公庫との協調融資 3件 302,000千円実行

(内、当組合実行分 238,000千円実行)

(5) 「人」と「事業」の評価を重視した「事業性評価ローン」及び「未来500」の推進

(令和3年度) 事業性評価ローン 6件 31,800千円実行

(上記実行の内、未来500の取扱いはありませんでした。)

(6) 保育・介護・健康関連事業など成長基盤強化を目的とした「成長基盤強化支援融資」の推進

(令和3年度) 成長基盤強化支援融資 4件 44,100千円実行

(7) 「住宅ローン」「リフォームローン」等住宅関連資金、「ハッピーライフローン」「まとめちゃ王」及び「フリーローン」等提携保証付融資等の個人向けローンの推進

(令和3年度)

(1) 住宅関連資金 14件 431,750千円実行

(2) 消費ローン 276件 380,770千円実行

- (8) 当組合と「職域サポート契約」を締結していただいた事業所の従業員の方を対象とした、「職域サポートローン（消費資金）」等の推進

(令和3年度) 職域サポートローン 19件 10,379千円実行

2. 顧客支援の取組み

コンサルティング機能を発揮し、地域のお客様の課題を把握・分析し、最適なソリューションを提案・実行する事で、地域活性化に貢献してまいります。

- (1) 課題解決に向けた本業支援活動の実施（売上向上支援、補助金・助成金の活用、事業性評価等）

(令和3年度)

- (1) 売上向上支援 31件
- (2) 補助金・助成金の申請支援 21件（申請のうち、交付決定 6件）
他、一時・月次・事業復活支援金事前確認 285件
- (3) 事業性評価シート及び提案シートの作成件数 48件

- (2) 外部支援機関（よろず支援拠点、商工会、事業承継支援センター、(株)トランビ等）及び外部専門家（各種士業・専門人材等）との連携による課題解決支援の実施

(令和3年度) 121件

- (3) 中小企業診断士との連携による事業性評価の実施

(令和3年度) 10先

- (4) 課題解決に向けた生活者支援活動の実施（課題解決の為に専門人材等の紹介等）

(令和3年度) 31件

3. 融資対応力の向上

お客様からの融資相談に的確にお応えするため、内部研修の実施及び外部研修への職員派遣等により融資知識、融資スキル等の融資対応力の向上を図ります。

II. 情報開示と顧客満足度の向上

1. 組合の経営情報の開示

経営内容を正確にお伝えするため、地域やお客様に対し、積極的に情報発信してまいります。

2. お客様の声を経営に反映させる態勢の構築

お客様のご意見、ご要望をお聞かせいただきながら、お客様がご利用しやすい組合づくりに努めてまいります。

3. 各種取組による顧客満足度の向上

お客様の満足度向上のため、各種取組を通じ、お客様のニーズにお応えすると共に、お客様本位の業務運営に努め、顧客満足度の向上に繋がってまいります。

(1) 子育て中のご家族、年金をお受け取りの方々への優遇商品の提供

全東栄は子育て家族を応援します
《ファミリー》積金
なんと、金利が2倍!
たとえば
3年もの店頭表示金利0.04%が⇒0.08%になります!!
対象となる方：18歳未満のお子様がいっしょにいる方
毎月の払込金額：自由に合わせてご自由に設定いただけます
ご受取時期：1年ものから5年ものまで
※金利変動等の変動により、金利を調整させていただきます。
完済のころにかかります!
私立高校2年分平均費用 - 97万円
私立大学(文系)3年分平均費用 - 118万円
(※専修、平成16年文部科学省発表より)
(※専修、令和3年度、私立大学入学金に相当する授業料平均費を算出の基礎額に基づき、
※専修大学からの情報提供)
借費 毎月3万円借付3年の場合、返済額：0.07、332円(返済初期)
借費 毎月2万円借付3年の場合、返済額：2.02、440円(返済初期)
お子様の教育費や、計画的なお預金での貯蓄とお手紙いたします。
なお、お寄せのご家族を親の全額保証金庫に預貯金も必ずお申し込みください。
入学! 海外留学! 進学旅行!
全額保証センターもあわせています!
全東栄信用組合

◇年金お受取りの皆様◇
有利でお得な**ことぶき定期**をおすすめいたします。
全東栄で年金をお受けになると、
定期預金の金利が大変お得になります!
★350万円以内
0.175%
※ワル優遇であれば、さらに0.15%をプラスいたします。
★350万円超～1,000万円以内
0.095%
★お預入れ総額お一人様1,000万円まで
1,000万円をことぶき定期でお預けいただいた場合、最初のお利息が年間8,208円
お得になります! さらにワル優の場合年間14,580円お得になります!
※全額保証金庫センターにお預けください。
※スノーピーク定期預金、1年もののお預金となります。
※全額保証 令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)
※お預けは、お預けの日の前日までに、お振込みください。お振込みの日曜日の場合は、前日のお振込みとなります。お振込みの金額は、お振込みの日の前日までに、お振込みください。
※お振込みの金額は、お振込みの日の前日までに、お振込みください。
※お振込みの金額は、お振込みの日の前日までに、お振込みください。
全東栄信用組合

- (2) 地元行事・学校関係・趣味の会等の絵画・書道展やイベント等の開催
新型コロナウイルス感染症の影響により、地元行事等の見送りが続いており、行事への参加やイベントの開催が出来ませんでした。
- (3) 「年金旅行」の実施及び「年金友の会 誕生会」の開催
新型コロナウイルス感染症の影響により、実施出来ませんでした。
- (4) 若手経営者の会である「さかえ会」の活動の充実
新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を自粛致しました。
- (5) 地域物産展の開催
新型コロナウイルス感染症の影響により、実施出来ませんでした。
- (6) 公認会計士・税理士、弁護士、司法書士との「ホットライン体制」の活用による課題解決支援の実施

(令和3年度) ご相談対応 1件

III. 顧客保護の徹底

1. 顧客保護等管理態勢の構築

説明責任態勢の強化を図ると共に、顧客保護等管理方針及び反社会的勢力に対する基本方針を職員全員に認識・徹底を図り顧客保護に努めます。

- (1) 役員によるヒアリング及びコンプライアンス勉強会の実施
- (2) 融資をご利用の際のアンケートの実施

○2021しんくみ食のビジネスマッチング展 食の商談会が開催され当組合取引事業者様5社にご参加いただきました。



2. 地域貢献活動

①文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

○認定NPO法人「全国子ども食堂支援センター・むすびえ」を通して、都内の子ども食堂への寄付金支援活動に参画するため、当組合をはじめとする都内信用組合と東京都信用組合協会がSDGs共同宣言を行い、「しんくみSDGs定期預金エールⅣ」を取扱いました。



○しんくみピーターパンカードの取扱い

カード利用代金の0.5%が、信組業界が選定したチャリティ関連団体やロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院子どもチャリティへ寄付される仕組みのクレジットカード「しんくみピーターパンカード」を取扱っております。

○会議室の開放

地元各種団体・サークル活動に会議室を開放し、交流の場として提供しております。

○献血運動への参加

役職員が年2回の献血活動に参加しております。

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

取扱っておりません。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

D. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

E. 附帯業務

(イ) 債務の保証業務

(ロ) 有価証券の貸付業務

(ハ) 国債窓販業務

(ニ) 代理業務

(a) 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務

(b) 独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

(ホ) 東京都の公金取扱業務

(ヘ) 株式払込金の受入保管業務

(ト) 保護預り及び貸金庫業務

(チ) 損害保険及び生命保険の窓販取次業務

(リ) 電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

休眠預金の取り扱い

平成30年1月より休眠預金等活用法が施行され、これにともない10年以上お取引がない預金は休眠預金として社会課題解決のために活用されることとなり、令和元年度から法に基づく移管の手続きを行っております。ホームページにも電子公告として「休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について」を掲載しておりますので、お心当たりのある方は、過去のお取引が確認できる書類をご用意のうえ、窓口までお問い合わせください。

休眠預金とは	平成21年1月1日以降の最後のお取引から10年以上お取引がない預金と定期積金が休眠預金となります。(障害のある方のマル優の適用預金などは対象外となります。)
対象預金と預金保険機構への納付	最終異動日等から9年を経過した預金等があるときは、最終異動日等から10年6ヵ月を経過する日までに公告を行い、公告を行った日を基準として1年経過する日までに、休眠預金として預金保険機構に納付します。
休眠預金のお引出し	納付日において、当該預金等に係る預金債権は消滅しますが、お取引のあった金融機関を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の支払い請求ができます。

営業案内

【ご預金のご案内】

種類	期間その他	お預入れ額	特 色
総合口座 定期性総合口座	出し入れ自由 (お取扱いは個人のみ)	1円以上	1冊の通帳で「入金・貯める・借りる」の取引ができる便利な口座です。 定期預金・定期積金をセットすることで、定期預金・定期積金の残高の90%以内(最高300万円)までご融資が受けられます。
普通預金	出し入れ自由	1円以上	手軽に出し入れでき、家計簿、出納簿代わりに使えます。公共料金等の自動支払い・キャッシュカード・デビットカードなど便利な機能がついています。 組合員の方で、当組合で住宅ローンやカードローン、年金のお受取り、給与のお振込み、国民年金保険料のお引落しなどをご利用されている方に優遇金利を適用しております。
無利息型普通預金	出し入れ自由	1円以上	預金保険制度における決済用預金の条件を満たす無利息の普通預金です。
後見制度支援預金	家庭裁判所の発行した「指示書」に基づき、お預入れ、お引出しを行います	1円以上	後見制度による支援を受ける方の財産のうち、日常の支払をするのに必要な金銭とは別に、通常使用しない金銭を特別な預金として預託するもので、後見開始の審判を受けた方の財産を適切に管理・利用することを目的とした預金商品です。
貯蓄預金	出し入れ自由 (お引出しの際I型は1ヶ月に6回目から手数料がかかります)	I型基準残高 30万円以上 II型基準残高 10万円以上	I型・II型のいずれかをお決めいただき、その基準残高に応じた金利が適用されます。 普通預金よりも適用金利を高め設定し貯蓄性もかねそなえた預金です。 普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用出来ません。
当座預金	出し入れ自由	1円以上	小切手、手形をご利用いただける預金です。商取引代金のお支払いに便利で安全です。
納税準備預金	ご入金自由、お引出しは納税時	1円以上	納税に備えてお預けいただく預金です。 納税の目的でお引出しの場合には、お利息は非課税です。
通知預金	7日以上	5,000円以上	短期間(7日以上)にまとまった資金を有利に運用できる預金です。 払出しは払出日の2日前までにご連絡が必要となります。
スーパー積金	1年以上 5年以内	原則5,000円 以上	目標の実現や、イザというときの備えに毎月積立てていく商品です。 集金にもお伺い致します。
子育て応援 「ファミリー積金」	1年以上 5年以内	原則5,000円 以上	18歳未満のお子様を扶養する親権者を対象に、店頭表示金利の2倍の金利でお取扱しております。
プレミアム積金	1年以上 5年以内	原則10,000円 以上	当組合で年金をお受取りの方を対象に、店頭表示金利の2倍の金利でお取扱しております。
大口定期	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円 以上	1,000万円以上のまとまった資金の運用に適した預金です。
期日指定定期	最長3年	100円以上300 万円未満	個人を対象とした1年複利の預金です。期間は最長3年で据置期間1年を経過すると満期日を指定することができ、預金の一部解約も可能です。
スーパー定期	1ヶ月以上 5年以内	100円以上 1,000万円未満	固定金利で、まとまった資金の運用に適した預金です。
ことぶき定期	1年	1,000万円まで	当組合で年金をお受取りの方を対象に、金利を上乗せしてお取扱しております。
退職金定期 「悠々ライフ」	6ヶ月 1年	300万円以上 退職金範囲内	退職金をお預入れいただくと優遇金利が適用になります。
相続定期預金	1年	100万円以上	相続されたご預金をお預入れいただくと優遇金利が適用になります。
ステップアップ定期	最長5年	1万円以上 1,000万円未満	半年複利で、長く預けるほど金利がアップします。
変動金利定期	1年以上 3年以内	100円以上	お預入れ日から6ヶ月ごとに適用金利を見直し、その時々金融情勢に応じた金利が適用されます。
しんくみ相続信託 (オリックス銀行提携商品)	30年	100万円以上 500万円以内	遺言代用信託(元本保証型合同運用指定金銭信託)でご契約者様の資産運用と管理を行い、お亡くなりになられた際には、配偶者などの相続人様にスムーズに資産を引き渡すことが出来ます。

預金等の保護について	預金等の分類	保護の範囲(平成17年4月以降)
金融機関が万一破綻した場合、預金保険で保護される預金等の額は、保険の対象となる預金のうち、決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息等となっております。	決済用預金	当座預金、利息のつかない普通預金等
	一般預金等	利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、通知預金、貯蓄預金、納税準備預金、元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等
	外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)等	保護対象外(預金保険の対象外)
(注) 1. 決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の3要件を満たす預金です。 2. 保護を超える部分とその利息等、ならびに保護対象外の預金等については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります。)		

営業案内

【ご融資のご案内】

●個人ローン

種 類	特 色	融資金額	期 間
住宅ローン	団らん	100万円～1億円	35年以内
	団らん (全国保証(株)保証付)	100万円～1億円	2年以上 35年以内
リフォームローン	快適くん	100万円～500万円以内 500万円超～1,000万円	10年以内 20年以内
	ワイド・プレミアム、ワイド (全国しんくみ保証(株)保証付)	ご自宅の増改築、修繕等リフォームをお考えの方に ご利用いただけるローンです。	100万円～1,000万円
ゆとりローン	住宅ローン、賃貸用住宅資金をご利用の方及び同居家族の方の消費資金にご利用いただけるローンです。	300万円以内	7年以内
ハッピーライフローン	定期積金をご契約の方にご利用いただけるローンです。	30万円～100万円	1年以上 5年以内
おまとめローン (まとめちゃ王)	他の金融機関、信販、クレジット等でお借入している消費資金を一本化したとお考えの方に ご利用いただけるローンです。	300万円以内 300万円超～500万円以内	1年以上7年以内 1年以上10年以内
カードローン	いつでも、カード1枚でお気軽に利用できるローンです。極度額の範囲内で反復してご利用いただけます。	30万円～500万円	1年 自動更新
カーライフローン	マイカー購入、運転免許取得資金にご利用いただけます。	10万円～1,000万円	10年以内
フリーローン	お使い道自由なローンです。	10万円～1,000万円	10年以内
目的ローン	結婚資金等目的に応じてご利用いただけるローンです。	10万円～500万円	10年以内
奨学ローン	受験・入学・在学費用を必要とする方にご利用いただけるローンです。	10万円～1,000万円	15年以内

●事業者向け融資

種 類	特 色
一般のご融資	手形割引……一般商業手形の資金化にご利用いただけます。 手形貸付……運転資金など短期のお借入にご利用いただけます。 証書貸付……設備資金など長期のお借入にご利用いただけます。
長期設備ローン	機械設備の購入や店舗・工場等の建設資金にご利用いただけます。
不動産関連ローン	資産活用のためのアパート・マンションの新築・増改築資金にご利用いただけます。
都・区制度融資	東京都・区が取扱う中小企業向けの制度融資です。
楽ラク・サポートローン	借入金を一本化して毎月の返済額軽減をお考えの事業者の方に ご利用いただけるローンです。
創業サポートローン	起業をお考えの方を対象とした融資です。
女性・若者・シニア創業サポートローン	起業をお考えの女性・若者・シニアの方を対象とした融資です。
しんくみビジネスローン (東京都しんくみパートナーズ 部分保証型)	金融支援を適切且つ円滑に実施することを目的とした融資です。
成長基盤強化支援資金	環境、健康、研究開発、創業・雇用・事業再生等成長が見込まれる分野への進出をお考えの事業者の方を対象とした融資です。
事業性評価ローン(未来500)	地域の事業者の皆様を対象とした、「人」と「事業」を評価した「事業性評価」融資です。
サンクスサポートローン (株)アサクスの保証付)	(株)アサクスと連携した不動産担保融資です。
事業者向け融資 (株)クレディセゾン (株)クレディセゾンの保証付)	(株)クレディセゾンと連携した事業資金融資です。
日本政策金融公庫との協調融資	当組合と日本政策金融公庫で業務連携・協力して地域の事業者の活性化、地域経済の発展を支援する事を目的とした、事業者の方を対象とした融資です。
事業再生サポートローン	事業用の借入金で弁済に係る負担金の軽減を目的とした条件変更を行っている方で適切な再生計画を策定する等、企業再生をお考えの事業者の方に ご利用いただける融資です。
事業承継サポートローン	安定的な経営権の確保により、事業の承継・集約を行う方。事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化、事業転換)または新たな取り組みを図る方。中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者と共に事業承継計画を策定している方等が ご利用いただける融資です。

●代理貸付業務

種 類	特 色
全国信用協同組合連合会	事業ローンのほか住宅ローン、大型ローン等があります。
日本政策金融公庫	一般貸付(運転資金・設備資金)他進学資金があります。
商工組合中央金庫	運転資金・設備資金があります。

営業案内

【各種サービスのご案内】

種 類	お取扱い内容
為替サービス	全国どこでも、安全・確実・スピーディーに振込・送金や手形小切手の取立てをいたします。
給与振込	毎月の給与やボーナスが、一度の手続きで、自動的にご指定の預金口座に振込まれます。
年金自動受取	一度の手続きで、大切な年金が、お受取日にご指定の預金口座へ自動的に振込まれます。当組合で年金をお受取りのお客様には日帰り旅行、誕生日プレゼント、ことぶき定期の取扱いなど特典がございます。 ※受取請求手続、指定替え、もらい忘れ等年金についてのご相談はどんなことでもお引受けいたします。
公共料金等自動支払サービス	月々の公共料金(電気・ガス・水道・電話・NHK等)・各種税金・保険料等をご指定の口座から自動的にお引落しいたします。
キャッシングサービス	クレジットカード(JCB・※しんくみピーターパンカード等)によるキャッシングサービスをお取扱いいたします。
自動貸金庫	お客様の大切な預金証書や重要書類、宝石などの貴金属を火災、盗難からお守りし、安全に保管いたします。
ATM	当組合のキャッシュカード・ローンカードは、全国のMICS加盟提携金融機関のATMでご利用いただけます。 当組合のキャッシュカードは、ゆうちょ銀行のATM、セブンイレブン、ビューカード等に設置されているATMでもご利用いただけます。(法人カードは他金融機関ではご利用できません) ご利用時間 平日 8:00~21:00 土曜、日曜、祝日 8:00~21:00
デビットカード	当組合のキャッシュカードは、デビットカードとしてご利用いただけます。
でんさいサービス	手形・小切手に代わる資金決済サービスです。「でんさいネット」を通じて、電子記録債権を記録・流通させる決済インフラで、譲渡や割引(電債割引)も行えます。
法人インターネットバンキングサービス	24時間ご利用が可能です。残高確認、入出金明細の照会、振込振替・給与振込のお手続きがご来店いただくずに行えます。また、Pay-easy(ペイジー)マークが表示された税金等の払い込みが行えます。
しんくみPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス	口座振替の申込手続きが、クレジット会社や保険会社等の収納機関窓口で完了する「しんくみPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」を取扱っております。キャッシュカード持参のうえPay-easy(ペイジー)マークと当組合の表示のある収納機関窓口でお申し込みください。金融機関の休日でも手続きを済ませることができ、手数料は無料です。 *利用方法 ・収納機関窓口で当組合のキャッシュカードを提示 ・口座振替契約の内容を確認し、端末機にキャッシュカードを通し暗証番号を入力 ・口座振替契約確認書を受け取り、手続き完了
BankPay(バンクペイ)サービス	Bank Pay(バンクペイ)とは、日本電子決済推進機構が提供するスマートフォンアプリを使ったQRコード決済サービスです。
J-Coin Pay(ジェイコインペイ)サービス	J-Coin Pay(ジェイコインペイ)とは、みずほ銀行が提供するスマートフォンアプリを使ったQRコード決済サービスです。
ダイレクト納付サービス	ダイレクト納付とは、e-Tax(国税電子申告・納税システム)により申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落しにより国税を電子納付する手続です。
Web口座振替受付サービス	お客様が収納企業へのお支払方法として「預金口座振替」を希望する際に、インターネット経由で収納企業のサイトから、口座振替契約が締結できるサービスです。

※しんくみピーターパンカードとは

オリエン트コーポレーションとの提携による社会貢献機能を有するクレジットカードです。ピーターパンカードの利用代金の0.5%が「信組業界の選定したチャリティ関連団体」や「ロンドンのグレート・オーモンド・ストリート病院子どもチャリティ」に寄付されます。

現金自動機器設置状況

ATM(現金自動預け払い機)	
全店(店内)	12台

貸金庫設置状況

店 名	自動貸金庫
世田谷支店	156函
三筋町支店	54函
東長崎支店	108函
渋谷本町支店	154函
大森支店	108函
十条支店	156函
西新井支店	154函
下板橋支店	100函
舎人支店	154函
合 計	1,144函

諸手数料のご案内

(令和4年5月2日現在)

振込手数料

組合員	自店宛	165	
	他店宛	5万円未満	220
		5万円以上	440
	他金融機関宛	5万円未満	577
5万円以上		770	
非組合員	自店宛	220	
	他店宛	5万円未満	275
		5万円以上	495
	他金融機関宛	5万円未満	632
5万円以上		825	
その他	振込戻送料	880	

視覚障がい者等の優遇手数料

組合員	自店宛	無料	
	他店宛	5万円未満	110
		5万円以上	330
	他金融機関宛	5万円未満	357
5万円以上		550	
非組合員	自店宛	無料	
	他店宛	5万円未満	165
		5万円以上	385
	他金融機関宛	5万円未満	412
5万円以上		605	

ATM振込手数料

組合員	自店宛	無料	
	他店宛	5万円未満	110
		5万円以上	330
	他金融機関宛	5万円未満	385
5万円以上		605	
非組合員 (他行カード含む)	自店宛	110	
	他店宛	5万円未満	165
		5万円以上	385
	他金融機関宛	5万円未満	440
5万円以上		660	

定額自動送金手数料

組合員	自店宛	110	
	他店宛	5万円未満	220
		5万円以上	440
	他金融機関宛	5万円未満	577
5万円以上		770	
非組合員	自店宛	165	
	他店宛	5万円未満	275
		5万円以上	495
	他金融機関宛	5万円未満	632
5万円以上		825	

代金取立・その他手数料

同地交換	当組合本支店・東京・横浜交換	880
準交換	大阪・名古屋・群馬中央交換	990
準交換以外	上記以外の遠隔地交換	1,100
期近物	準交換以外で至急扱いの個別取立	1,210
その他	不渡手形返却手数料	990
	取立手形組戻料	990
	取立手形店頭呈示料	990

貯蓄預金

支払回数超過手数料	110
スイング手数料	無料

文書振込手数料

取扱は付帯物付の場合のみ	5万円未満	440
	5万円以上	660

ATM利用手数料

当組合カード お引出し	平日	8:00~21:00	無料		
	土曜日	8:00~14:00	無料	14:00~21:00	110
		日・祝日	8:00~21:00	110	
	提携金融機関カード お引出し・ご入金 (入金ネット)	平日	8:00~18:00	110	18:00~21:00
土曜日		8:00~21:00	220		
		日・祝日	8:00~21:00	220	

*当組合カードでのご入金全て無料です。
 *入金ネットは相互入金業務協議会に加盟する第二地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫の参加金融機関相互間のATMにて入金ができるサービスです。
 *「しくみお得ねっと」加盟信用組合のカードは下記時間内にご利用いただくと無料になります。
 平日：8:45~18:00 土曜日：9:00~14:00

証書貸付手数料

全額繰上返済	平成27年12月1日から令和4年4月30日までに実行のEタイプ変動金利融資で他行借換による返済(住宅ローンを除く)	融資日より3年未満	融資残高×1.5%+消費税
	令和4年5月1日以降実行のEタイプ変動金利融資で他行借換による返済(住宅ローンを除く)	融資日より3年以上5年未満	融資残高×1.0%+消費税
		融資日より5年以上	融資残高×0.5%+消費税
	上記以外の融資	融資日より3年未満	融資残高×2.0%+消費税
		融資日より3年以上5年未満	融資残高×1.5%+消費税
		融資日より5年以上	融資残高×1.0%+消費税
		融資日より3年未満	11,000
		融資日より3年以上5年未満	6,600
		融資日より5年以上	3,300
返済方法等の条件変更(1件につき)			5,500
現貨決済資金・一本化資金の実行(実行件数1件につき)			5,500
一部繰上返済(1件につき)			5,500

その他融資手数料

割引手形	割引手形事務手数料(手形1枚につき)	330
債務保証・代理貸付	債務保証料(保証料率と保証金額に応じて)	所定額
	各種手数料	所定額
不動産担保設定・変更等	不動産担保設定事務手数料	都内23区内 上記以外
		55,000 77,000
不動産担保抹消	根拠当権極度額変更・追加担保設定事務手数料	11,000
	不動産担保抹消手続代行事務手数料	5,500
証明書類	資格抄本・印鑑証明書(各1通につき)	1,100

発行・再発行手数料

単位：円(消費税込み)

発行	ICキャッシュカード	1,100
	自己宛小切手	550
	残高証明書	220
	利息証明書	220
再発行	証明書(民法909条の2に基づく払戻)(仮払)	220
	通帳・証書	1,100
	出資証券	1,100
	キャッシュカード(MC・IC)	1,100
	ローンカード	1,100
	貸金庫カード	1,100

その他手数料

株式払込手数料(払込金額×0.25%+消費税)	所定額	
自動貸金庫手数料(年間)	Aタイプ	11,000
	Bタイプ	13,200
	Cタイプ	16,500
国債保護預かり手数料(年間)	1,320	

両替手数料

窓口 (金種指定 支払含む)	1枚~10枚	当組合取引先(注)	無料
	11枚~200枚	上記以外の先	220
		201枚~400枚	330
		401枚~600枚	440
特別年間手数料		550	
特別年間手数料		100,000	
両替機	1枚~10枚		100
	11枚~200枚		200
	201枚~400枚		300
	401枚~600枚		400

(注)窓口で当組合発行のCDまたは通帳の提示が必要です。

データ開示手数料

個人情報	氏名、住所、生年月日	左記一括	1,100
	電話番号	1項目につき	550
個人 取引履歴	上記以外の情報		550
	5年以内	1口座毎	1,100
	10年以内		3,300
	10年超		3,300

でんさい手数料

発生記録	基本料(月額)		1,100
	債務者請求	当組合宛	330
		他金融機関宛	660
	債権者請求	当組合宛	330
他金融機関宛		660	
全額譲渡記録	当組合宛	330	
	他金融機関宛	660	
分割譲渡記録	当組合宛	330	
	他金融機関宛	660	
保証記録		330	
変更記録		330	
支払等記録		330	
口座間送金決済中止		550	
支払不能情報照会		3,300	
開示請求	通常開示	330	
	特別開示	3,300	
残高証明発行1件につき(都度発行方式)		4,400	
残高証明発行1件につき(定例発行方式)		2,200	

ネットバンキング(法人)サービス利用手数料

①振込振替/残高照会	① 月額	1,100
②総合振込/給与・賞与振込	①+② 月額	2,200

*振込振替、総合振込、給与・賞与振込には、別途振込手数料が必要となります。

小切手・約束手形の発行

当座小切手帳代(1冊50枚)	880
当座約束手形帳代(1冊25枚)	1,100
当座約束手形用紙代(1枚)	44
専用当座(マル専)手形用紙代(1枚)	550

硬貨入金整理手数料(渉外係の集金も含む)

窓口での 硬貨入金	1枚~500枚	無料
	501枚~1,000枚	550
	1,001枚~1,500枚	1,100
	1,500枚以上	1,000枚ごと 550円加算

*500枚まで無料のお取扱いは、1日1回までとさせていただきます。
 *一日に数回に分けて入金した場合、全て加算した枚数で計算します。
 *硬貨計数後にご入金を取り止める場合、入金額を変更される場合も、当初計数した枚数に応じた手数料をいただきます。

事業の概況

令和3年度の当組合業績につきましては、預金残高は期首比993百万円増加し85,897百万円、貸出金残高につきましては、地域に対する円滑な資金供給の取組みにより期首比795百万円増加し51,350百万円となりました。一方、収益につきましては、資金の効率的な運用等により業務純益203百万円、当期純利益115百万円となりました。

昨年より官民金融機関が総力を挙げて取り組んでまいりました無利子無担保融資等による資金繰り支援により、企業の資金繰りは全体としては落ち着いておりますが、当該融資の据え置き期間が終了するまでにコロナ禍前の売りに近づけることが、企業の大きな課題となっております。

ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、コンサルティング機能をより一層発揮し、販路拡大等の営業支援に取り組むとともに、事業再構築補助金等の各種公的な補助金・給付金の申請手続き支援等の取組みにより、地域の事業者をサポートしてまいります。

これからも地域の発展のため、またお客様の信頼にお応えできるよう、役職員一同全力で取り組んで参りますので、今後とも変わらぬご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第71期事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月23日
全東栄信用組合

理事長 高橋正次

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「EY新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,498,055	1,541,280	1,541,426	1,616,471	1,533,909
経常利益	136,088	100,788	62,393	177,112	162,718
当期純利益	105,899	69,289	36,385	116,186	115,811
預金積金残高	76,122,494	76,848,636	78,755,800	84,904,057	85,897,337
貸出金残高	46,714,442	47,228,525	47,552,871	50,555,854	51,350,864
有価証券残高	9,520,142	9,470,471	10,960,318	10,508,849	10,783,237
総資産額	80,355,362	81,174,571	82,991,921	90,098,289	91,120,354
純資産額	3,725,210	3,791,216	3,720,231	3,954,169	3,975,836
自己資本比率(単体)	7.97%	7.88%	8.04%	8.50%	8.49%
出資総額	2,189,815	2,208,081	2,324,035	2,360,161	2,395,762
出資総口数	18,828,151口	19,010,813口	20,170,351口	20,531,611口	20,887,621口
出資に対する配当金	37,200	37,620	39,100	40,483	41,137
職員数	116人	113人	108人	111人	109人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

3. 出資総額には、平成23年3月31日に優先出資を消却したことにより振替えられたその他出資金307百万円が含まれております。



金融機関の健全性を示す自己資本比率は、リスクに応じて計算された資産（リスク・アセット）に対する自己資本の割合です。健全性の指標である自己資本比率は、4%以上を維持する必要があります。

普通出資の組合員数

(単位：人)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
個 人	20,244	20,342
法 人	2,736	2,772
合 計	22,980	23,114



貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度	科 目	令和2年度	令和3年度
				(資産の部)	(負債の部)
現金	732,028	816,198	預金積金	84,904,057	85,897,337
預け金	26,102,010	26,025,125	当座預金	649,356	565,858
有価証券	10,508,849	10,783,237	普通預金	30,979,454	32,650,310
国債	—	296,920	貯蓄預金	229,118	241,193
地方債	499,190	594,520	通知預金	28,307	11,287
社債	8,485,920	8,345,285	定期預金	48,020,341	47,597,451
株式	5,900	5,900	定期積金	4,705,229	4,538,203
その他の証券	1,517,838	1,540,611	その他の預金	292,249	293,033
貸出金	50,555,854	51,350,864	借入金	700,000	700,000
(うち金融機関貸付金)	(1,000,000)	(1,000,000)	その他負債	224,664	233,074
割引手形	172,500	208,284	未決済為替借	11,434	10,175
手形貸付	1,694,421	1,567,990	未払費用	35,341	30,809
証書貸付	48,400,471	49,273,980	給付補てん備金	2,946	2,626
当座貸越	288,460	300,608	未払法人税等	40,000	46,368
その他資産	630,030	629,327	前受収益	29,313	28,929
未決済為替貸	6,256	8,205	払戻未済金	6,315	11,620
全信組連出資金	352,600	352,600	職員預り金	42,490	43,872
未収収益	128,309	141,048	資産除去債務	14,266	14,373
その他の資産	142,863	127,473	その他の負債	42,556	44,298
有形固定資産	1,781,847	1,745,726	賞与引当金	55,475	56,444
建物	193,907	180,092	役員退職慰労引当金	76,069	62,658
土地	1,488,676	1,488,676	睡眠預金払戻損失引当金	1,523	889
その他の有形固定資産	99,262	76,957	偶発損失引当金	9,799	22,056
無形固定資産	13,940	11,729	再評価に係る繰延税金負債	170,609	170,609
ソフトウェア	7,669	5,458	債務保証	1,921	1,449
その他の無形固定資産	6,270	6,270	負債の部合計	86,144,119	87,144,518
前払年金費用	26,527	25,151	(純資産の部)		
繰延税金資産	27,465	31,922	出資金	2,360,161	2,395,762
債務保証見返	1,921	1,449	普通出資金	2,053,161	2,088,762
貸倒引当金(△)	282,185	300,379	その他出資金	307,000	307,000
(うち個別貸倒引当金(△))	(201,649)	(252,773)	利益剰余金	1,443,028	1,518,356
			利益準備金	269,400	281,100
			その他利益剰余金	1,173,628	1,237,256
			特別積立金	550,000	550,000
			(うち目的積立金)	(550,000)	(550,000)
			当期末処分剰余金	623,628	687,256
			組合員勘定計	3,803,189	3,914,118
			その他有価証券評価差額金	△ 32,955	△ 122,258
			土地再評価差額金	183,976	183,976
			評価・換算差額等合計	150,980	61,717
			純資産の部合計	3,954,169	3,975,836
資産の部合計	90,098,289	91,120,354	負債及び純資産の部合計	90,098,289	91,120,354

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っており、また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- | | |
|---|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 |
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 1,134,091千円 |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 1,488,676千円 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出 |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 111,236千円 |
4. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 15年~50年 |
| その他 | 3年~20年 |
5. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。要注意先債権に相当する債権のうち、要管理先債権に分類され与信額が一定額以上である等の債権及び破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度における計算の結果、退職給付引当金が借方残高となるため、前払年金費用として資産に計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。
- | | |
|----------|---|
| 過去勤務費用 | その発生年度の従業員の平均残存期間内の一定年数(12年)による定額法により費用処理 |
| 数理計算上の差異 | 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 |

なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
- | | |
|----------------|---------------|
| 年金資産の額 | 238,577,698千円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 229,590,223千円 |
| 差引額 | 8,987,475千円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自令和2年4月1日至令和3年3月31日) 0.715%
- (3) 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766,022千円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金9,900千円を費用処理しております。
- なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻請求引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「長期前払費用」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
13. 理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務はありません。
14. 有形固定資産の減価償却累計額 1,351,440千円
15. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は484,787千円、危険債権額は997,642千円であり、
- なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
16. 債権のうち、三月以上延滞債権額は27,793千円であり、
- なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
17. 債権のうち、貸出条件緩和債権額は896,811千円であり、
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者による取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
18. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は2,407,034千円であり、
- なお、15. から18. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19. リース契約により使用する固定資産はありません。
20. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、208,284千円であり、
21. 担保に提供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|------------|-----------------|
| 担保提供している資産 | 預け金 2,711,520千円 |
|------------|-----------------|
- 上記資産は、公金取扱い、為替取引のために担保として提供しております。
22. 出資1口当たりの純資産額 190円34銭
23. その他出資金307,000千円は、平成23年3月31日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条の1項の規定に基づき優先出資を消却したことにより優先出資金からその他出資金に振替えたものであります。
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融

業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、上場投資信託であり、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的な経営陣による債権管理会議や常勤理事会を開催し、審査・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、資金運用基準に従い行われております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、132,163千円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランス

の調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。(注2)参照)

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	26,025,125	26,072,880	47,754
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	10,777,337	10,777,337	—
(3) 貸出金(*1)	51,350,864	52,485,052	
貸倒引当金(*2)	△300,379		
	51,050,484	52,485,052	1,434,567
金融資産計	87,852,948	89,335,270	1,482,322
(1) 預金積金(*1)	85,897,337	85,924,076	26,738
金融負債計	85,897,337	85,924,076	26,738

(*1) 貸出金、預け金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格によっております。上場投資信託は取引所の価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	5,900
組外出資金(*2)	352,600

(*1)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2)組外出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下29.まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券はありません。

(3)その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	1,204,510	1,200,473	4,036
	国債	—	—	—
	地方債	100,660	100,473	186
	社債	1,103,850	1,100,000	3,850
	その他	326,548	324,933	1,614
	小計	1,531,058	1,525,407	5,650
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの*2	株式	—	—	—
	債券	8,032,215	8,117,834	△85,618
	国債	296,920	298,553	△1,633
	地方債	493,860	499,488	△5,628
	社債	7,241,435	7,319,791	△78,355
	その他	1,214,063	1,256,353	△42,290
小計	9,246,279	9,374,187	△127,908	
合計		10,777,337	10,899,595	△122,258

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
2,833,591千円	36,166千円	94千円

29. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	—千円	3,395,805千円	5,255,000千円	585,920千円
国債	—	—	296,920	—
地方債	—	—	496,660	97,860
社債	—	3,395,805	4,461,420	488,060
その他	199,460	499,876	—	97,590
合計	199,460	3,895,681	5,255,000	683,510

30. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,473,296千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが44,991千円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴

求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	30,913千円
賞与引当金繰入超過額	15,730
減価償却償却超過額	20,458
役員退職慰勞引当金	17,462
有価証券評価差額金	34,073
その他	22,424
繰延税金資産小計	141,064
評価性引当額	△102,064
繰延税金資産合計	39,000
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	67
前払年金費用	7,009
繰延税金負債合計	7,077
繰延税金資産の純額	31,922千円

32. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

貸倒引当金

(1)当事業年度に係る財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 300百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は上記(注)6に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しております。

③翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

33. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更により、当事業年度の損益計算書は、主に役員取引等収益が6,387千円減少、役員取引等費用が798千円減少しております。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

また、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

34. 表示方法の変更

協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせ表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経常収益	1,616,471	1,533,909
資金運用収益	1,448,007	1,402,050
貸出金利息	1,351,838	1,297,158
(うち金融機関貸付金利息)	(12,183)	(10,522)
預け金利息	29,476	33,480
有価証券利息配当金	53,374	53,755
その他の受入利息	13,318	17,657
(うち買入金銭債権利息)	(803)	(390)
役務取引等収益	81,281	67,975
受入為替手数料	30,042	24,884
その他の役務収益	51,239	43,090
その他業務収益	17,037	22,469
国債等債券売却益	13,141	18,452
その他の業務収益	3,896	4,016
その他経常収益	70,144	41,413
貸倒引当金戻入益	41,436	—
償却債権取立益	130	23,223
株式等売却益	27,467	17,713
その他の経常収益	1,110	476
経常費用	1,439,359	1,371,190
資金調達費用	30,518	28,567
預金利息	28,989	27,422
給付補填備金繰入額	1,866	1,623
借入金利息	△ 550	△ 703
その他の支払利息	213	225
役務取引等費用	50,416	47,911
支払為替手数料	10,239	7,952
その他の役務費用	40,176	39,958
その他業務費用	65,990	163
国債等債券売却損	65,967	94
その他の業務費用	23	69
経費	1,261,499	1,244,787
人件費	804,599	778,564
物件費	433,658	415,399
税金	23,241	50,822
その他経常費用	30,933	49,761
貸倒引当金繰入額	—	30,668
貸出金償却	—	—
その他の経常費用	30,933	19,093
経常利益	177,112	162,718
特別利益	—	17
固定資産処分益	—	17
特別損失	0	459
固定資産処分損	0	459
減損損失	—	—
税引前当期純利益	177,112	162,276
法人税・住民税及び事業税	44,334	50,921
法人税等調整額	16,591	△ 4,457
法人税等合計	60,925	46,464
当期純利益	116,186	115,811
繰越金(当期首残高)	507,441	571,444
当期末処分剰余金	623,628	687,256

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 5円60銭

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	3,762,705	3,872,981
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,360,161	2,395,762
うち、利益剰余金の額	1,443,028	1,518,356
うち、外部流出予定額(△)	40,483	41,137
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	80,536	47,605
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	80,536	47,605
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	47,869	31,912
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,891,111	3,952,499
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	10,055	8,460
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	10,055	8,460
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	19,134	18,142
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	29,189	26,602
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	3,861,922	3,925,897
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	42,734,106	43,560,216
資産(オン・バランス)項目	42,732,638	43,559,121
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	1,467	1,095
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,660,920	2,664,360
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	45,395,027	46,224,577
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.50%	8.49%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段の概要は以下の通りです。

(単位：千円)

発行主体	全東栄信用組合	全東栄信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	その他出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,088,762	307,000

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	623,628	687,256
剰余金処分額	52,183	52,737
利益準備金	11,700	11,600
出資に対する配当金	40,483	41,137
普通出資配当金	40,483	41,137
経営強化積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	571,444	634,519

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	1,448,007	1,402,050
資金調達費用	30,518	28,567
資金運用収支	1,417,488	1,373,483
役員取引等収益	81,281	67,975
役員取引等費用	50,416	47,911
役員取引等収支	30,864	20,064
その他業務収益	17,037	22,469
その他業務費用	65,990	163
その他の業務収支	△ 48,953	22,306
業務粗利益	1,399,400	1,415,853
業務粗利益率(%)	1.63	1.58
業務純益	137,900	203,997
実質業務純益	137,900	171,066
コア業務純益	190,727	152,707
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	190,727	152,707

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

預貸率及び預証率

(単位：%)

項 目	令和2年度	令和3年度	
預 貸 率	(期 末)	59.54	59.78
	(期中平均)	59.10	58.13
預 証 率	(期 末)	12.37	12.55
	(期中平均)	12.96	12.57

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

総資産利益率

(単位：%)

項 目	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.200	0.177
総資産当期純利益率	0.131	0.126

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
人件費	804,599	778,564
報酬給料手当	642,300	631,931
退職給付費用	60,601	41,413
その他	101,697	105,220
物件費	433,658	415,399
事務費	189,045	178,990
固定資産費	124,106	115,703
事業費	23,655	24,304
人事厚生費	9,134	12,255
有形固定資産償却	60,977	56,879
無形固定資産償却	1,629	2,210
その他	25,110	25,054
税 金	23,241	50,822
経 費 合 計	1,261,499	1,244,787

役員取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
役員取引等収益	81,281	67,975
受入為替手数料	30,042	24,884
その他の受入手数料	51,181	43,051
その他の役員取引等収益	58	38
役員取引等費用	50,416	47,911
支払為替手数料	10,239	7,952
その他の支払手数料	16,893	17,818
その他の役員取引等費用	23,283	22,139

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
国債等債券売却益	13,141	18,452
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	3,896	4,016
その他業務収益合計	17,037	22,469

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	56,599	△ 45,956
支払利息の増減	△ 3,740	△ 1,951

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	3,718	7.35	3,507	6.83
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	6,514	12.88	6,408	12.47
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	331	0.65	422	0.82
運輸業、郵便業	1,429	2.82	1,431	2.78
卸売業、小売業	4,506	8.91	4,542	8.84
金融業、保険業	1,000	1.97	1,000	1.94
不動産業	12,990	25.69	13,453	26.19
物品賃貸業	12	0.02	12	0.02
学術研究、専門・技術サービス業	240	0.47	335	0.65
宿泊業	179	0.35	504	0.98
飲食業	2,183	4.31	2,177	4.24
生活関連サービス業、娯楽業	235	0.46	265	0.51
教育、学習支援業	345	0.68	335	0.65
医療、福祉	387	0.76	364	0.70
その他のサービス	3,065	6.06	3,153	6.14
その他の産業	333	0.65	315	0.61
小計	37,474	74.12	38,231	74.45
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	13,081	25.87	13,119	25.54
合計	50,555	100.00	51,350	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

地元の資金を、地元にご融資するのが私どものモットーです。

業種別貸出残高状況



製造業	3,507百万円	6.83%
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	6,408	12.47
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—
情報通信業	422	0.82
運輸業、郵便業	1,431	2.78
卸売業、小売業	4,542	8.84
金融業、保険業	1,000	1.94
不動産業	13,453	26.19
サービス業	7,148	13.92
その他の産業	315	0.61
個人	13,119	25.54

合計 51,350百万円 100.00

*サービス業は、「貸出金業種別残高・構成比」における「物品賃貸業からその他のサービス」の合計となっております。

貸出金のほとんどが小口融資です。幅広くお客様のご要望にお応えすることが当組合の使命と考えております。

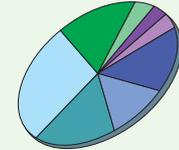
金額階層別貸出先数



5百万円未満	1,394先	55.36%
5百万円以上1千万円未満	302	11.99
1千万円以上3千万円未満	439	17.43
3千万円以上5千万円未満	145	5.75
5千万円以上1億円未満	128	5.08
1億円以上3億円未満	86	3.41
3億円以上5億円未満	20	0.79
5億円以上	4	0.15

合計 2,518先 100.00

金額階層別貸出金残高



5百万円未満	1,921百万円	3.74%
5百万円以上1千万円未満	2,232	4.34
1千万円以上3千万円未満	7,823	15.23
3千万円以上5千万円未満	5,526	10.76
5千万円以上1億円未満	8,973	17.47
1億円以上3億円未満	14,351	27.94
3億円以上5億円未満	7,974	15.52
5億円以上	2,548	4.96

合計 51,350百万円 100.00

地元のお客様の資金ニーズにお応えしております。

地区別貸出金残高構成



重点・店勢地区	94.14%
遠隔地区	5.85%

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	189	0.38	182	0.36
手形貸付	1,766	3.58	1,755	3.48
証書貸付	47,027	95.43	48,093	95.58
当座貸越	294	0.59	283	0.56
合計	49,277	100.00	50,316	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	750	11.25	929	14.05
住宅ローン	5,920	88.74	5,684	85.94
合計	6,671	100.00	6,613	100.00

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	23,060	45.61	23,094	44.97
設備資金	27,495	54.38	28,255	55.02
合計	50,555	100.00	51,350	100.00

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出	20,045	39.65	20,784	40.47
変動金利貸出	30,510	60.34	30,566	59.52
合計	50,555	100.00	51,350	100.00

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金額	構成比	債務保証見返額	
			金額	構成比
当組合預金積金	令和2年度	1,322	2.61	—
	令和3年度	1,262	2.45	—
有価証券	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—
動産	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—
不動産	令和2年度	32,754	64.78	—
	令和3年度	32,879	64.02	—
その他	令和2年度	171	0.33	—
	令和3年度	197	0.38	—
小 計	令和2年度	34,249	67.74	—
	令和3年度	34,339	66.87	—
信用保証協会・信用保険	令和2年度	12,575	24.87	—
	令和3年度	12,948	25.21	—
保証	令和2年度	1,936	3.83	1
	令和3年度	1,881	3.66	1
信用	令和2年度	1,793	3.54	—
	令和3年度	2,181	4.24	—
合 計	令和2年度	50,555	100.00	1
	令和3年度	51,350	100.00	1

(注)三菱UFJニコス及び全国しくみ保証㈱の保証付貸出については、「保証」欄に計上しております。

代理貸付残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
商工組合中央金庫	—	—
日本政策金融公庫	9	7
中小企業金融公庫	—	—
国民生活金融公庫	9	7
住宅金融支援機構(既往)	7	5
住宅金融支援機構(年金)	0	0
雇用・能力開発機構	—	—
社会福祉・医療事業団	—	—
その他	—	—
合 計	17	12

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
一店舗当り預金残高	8,490	8,589
一店舗当り貸出金残高	5,055	5,135

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	30,827	36.97	34,160	39.47
定期性預金	52,548	63.02	52,383	60.52
合 計	83,375	100.00	86,544	100.00

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
職員1人当りの預金残高	764	788
職員1人当りの貸出金残高	455	471

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	70,341	82.84	71,451	83.18
法人	14,562	17.15	14,446	16.81
一般法人	14,455	17.02	14,367	16.72
金融機関	7	0.00	7	0.00
公 金	100	0.11	70	0.08
合 計	84,904	100.00	85,897	100.00

定期預金種類別残高

(単位：百万円、%)

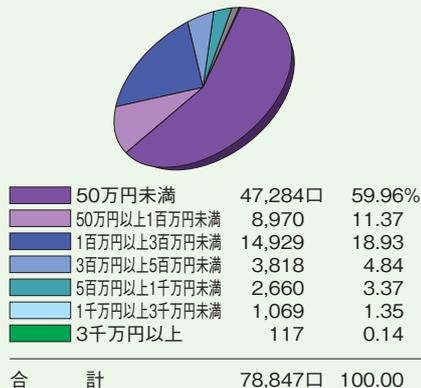
区 分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期預金	47,781	99.50	47,370	99.52
変動金利定期預金	1	0.00	1	0.00
その他の定期預金	236	0.49	224	0.47
合 計	48,020	100.00	47,597	100.00

(注) 1. 「固定金利定期預金」とは預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。
 2. 「変動金利定期預金」とは預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。
 3. 「その他の定期預金」は期日指定定期預金です。

財形貯蓄残高

該当事項なし

金額階層別預金口数



金額階層別預金残高



有価証券時価、評価差額等

- 売買目的有価証券
該当事項なし
- 満期保有目的債券
該当事項なし
- その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	4,022	4,004	17	1,204	1,200	4
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	100	100	0
	社債	4,022	4,004	17	1,103	1,100	3
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	256	249	7	326	324	1
	小計	4,278	4,253	25	1,531	1,525	5
	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	4,963	4,999	△36	8,032	8,117	△85
	国債	—	—	—	296	298	△1
合計	地方債	499	499	0	493	499	△5
	社債	4,463	4,500	△36	7,241	7,319	△78
	その他	1,261	1,282	△21	1,214	1,256	△42
	小計	6,224	6,282	△58	9,246	9,374	△127
	合計	10,502	10,535	△32	10,777	10,899	△122

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

- 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	5	5	5	5
組合出資金	352	352	352	352

(注) 1. 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
2. 組合出資金(全信組連出資金等)については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位:百万円)

項目	取得価格または契約価格	時価	評価損益	
有価証券	2年度末	10,541	10,508	△32
	3年度末	10,905	10,783	△122
金銭の信託	2年度末	—	—	—
	3年度末	—	—	—
デリバティブ等商品	2年度末	—	—	—
	3年度末	—	—	—

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会:平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合せた商品です。

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	—	—	62	0.57
地方債	645	5.97	423	3.89
社債	8,201	75.88	8,510	78.22
株式	5	0.05	5	0.05
その他の証券	1,954	18.08	1,877	17.25
貸付有価証券	—	—	—	—
合計	10,807	100.00	10,879	100.00

商品有価証券の種類別平均残高

該当事項なし

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区分		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
		国債	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	296	—	—	296
地方債	令和2年度	399	—	—	—	99	—	—	499
	令和3年度	—	—	—	201	295	97	—	594
社債	令和2年度	800	500	1,305	2,696	2,586	596	—	8,485
	令和3年度	—	800	2,595	792	3,668	488	—	8,345
株式	令和2年度	—	—	—	—	—	—	5	5
	令和3年度	—	—	—	—	—	—	5	5
外国証券	令和2年度	341	497	200	—	—	—	—	1,039
	令和3年度	199	499	—	—	—	97	—	796
その他の証券	令和2年度	—	—	—	—	—	—	477	477
	令和3年度	—	—	—	—	—	—	743	743
合計	令和2年度	1,542	998	1,505	2,696	2,685	596	483	10,508
	令和3年度	199	1,300	2,595	993	4,261	683	749	10,783

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		残高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
		(A)	(B)	(C)	(B+C)/(A)
破綻先債権	令和2年度	69	2	67	100.00
	令和3年度	52	0	52	100.00
延滞債権	令和2年度	1,594	1,377	133	94.73
	令和3年度	1,423	1,214	198	99.23
3か月以上延滞債権	令和2年度	28	28	0	100.00
	令和3年度	27	27	0	99.79
貸出条件緩和債権	令和2年度	918	823	0	89.80
	令和3年度	896	815	0	91.00
合 計	令和2年度	2,611	2,231	202	93.20
	令和3年度	2,401	2,057	252	96.18

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

		債権額	担保・保証等	貸倒引当金	保全額	保全率	貸倒引当金率
		(A)	(B)	(C)	(D)=(B)+(C)	(D)/(A)	(C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	367	243	123	367	100.00	100.00
	令和3年度	484	289	195	484	100.00	100.00
危険債権	令和2年度	1,303	1,141	77	1,219	93.56	48.16
	令和3年度	997	931	57	988	99.04	85.67
要管理債権	令和2年度	946	852	0	853	90.14	0.84
	令和3年度	924	843	0	843	91.26	0.95
不良債権計	令和2年度	2,617	2,237	202	2,440	93.23	53.33
	令和3年度	2,407	2,063	253	2,316	96.24	73.74
正常債権	令和2年度	48,033					
	令和3年度	49,052					
合 計	令和2年度	50,651					
	令和3年度	51,459					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	80	△28	47	△32
個別貸倒引当金	201	△12	252	63
貸倒引当金合計	282	△41	300	30

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	25	13

資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2年度	85,715百万円	1,448,007千円	1.68%
	3年度	89,051	1,402,050	1.57
うち貸出金	2年度	49,277	1,351,838	2.74
	3年度	50,316	1,297,158	2.57
うち預け金	2年度	24,442	29,476	0.12
	3年度	26,591	33,480	0.12
うち有価証券	2年度	10,807	53,374	0.49
	3年度	10,879	53,755	0.49
資金調達勘定	2年度	84,033	30,518	0.03
	3年度	87,263	28,567	0.03
うち預金積金	2年度	83,375	30,855	0.03
	3年度	86,518	29,045	0.03
うち譲渡性預金	2年度	—	—	—
	3年度	—	—	—
うち借用金	2年度	615	—	—
	3年度	700	△703	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2年度 88,305千円、3年度 103,531千円)を控除して表示しております。

総資金利鞘等

(単位：%)

項 目	令和2年度	令和3年度
資金運用利回り (a)	1.68	1.57
資金調達原価率 (b)	1.53	1.45
総資金利鞘 (a-b)	0.15	0.12

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用 + 経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分	令和2年度末		令和3年度末		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	31,711	22,071	31,958	24,270
	他の金融機関から	81,911	35,061	82,356	33,643
代金取立	他の金融機関向け	1	0	1	0
	他の金融機関から	—	—	—	—

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

先物取引の時価情報

該当事項なし

オプション取引の時価情報

該当事項なし

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

中小企業の経営改善への取組み状況

● 経営改善支援等の取組み実績

経営改善支援に対する取組み実績については、以下の通りとなっております。

	期初債務者数A					経営改善支援取組み率 a/A	ランクアップ率 β/a	再生計画策定率 δ/a
	うち経営改善支援取組み先 a							
		aのうち期末に債務者区分が上昇した先数 β	aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	aのうち再生計画を策定した先数 δ				
正常先	899	1	—	1	—	0.11	—	—
要注意先	その他要注意先	419	86	2	84	1	20.52	2.32
	要管理先	4	1	—	1	—	25.00	—
破綻懸念先	32	1	—	1	—	3.12	—	—
実質破綻先	20	—	—	—	—	—	—	—
破綻先	4	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,378	89	2	87	1	6.45	2.24	1.12

- (注) 1. 期初債務者数は令和3年4月当初の債務者数です。
 2. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含んでおりません。
 3. 「aのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β 」は、当期末の債務者区分が期初より上昇した先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はaには含まれますが β には含んでおりません。
 4. 期初の債務者区分が「要管理先」であった先が期末に債務者区分が「その他要注意先」に上昇した場合は β に含まれます。
 5. 「aのうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ 」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 6. 「aのうち再生計画を策定した先数 δ 」は、aのうち中小企業再生支援協議会の再生策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 7. みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
 8. 期中に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっても)期初の債務者区分に従って整理しております。
 9. 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。

① 中小企業の経営支援に関する取組み方針

○ 金融円滑化法期限到来後の取組み

中小企業金融円滑化法期限到来後も、お客様からの貸付条件の変更等のご相談・お申込に対しては、お客様の事情を十分に把握したうえで真摯に対応しております。その取組みとして、経営改善計画書の策定に当たっては正確な経営実態の把握に努め、経営課題を解決するための実効性のある方策を提案する等、積極的な支援・協力を実施しております。

○ 本業支援の取組み

事業者の皆様をサポートする取組を充実させるため、本部業務部内に顧客サポート室を設置し、お客様の抱える課題を解決すると共に、企業価値の向上に繋げる取組を行っております。

② 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

○ 金融円滑化法期限到来後の態勢

主管部を融資部としてお客様の経営改善に対する助言等を行うとともに、中小企業診断士による経営改善計画書の策定・実行支援を行っております。

○ 本業支援の取組み

主管部を業務部として担当者を1名配置し取組んでおります。

③ 中小企業の経営支援に関する取組み状況

○ 創業支援

起業をお考えの方の支援資金として、当組合資金「創業サポートローン」及び保証協会付融資「創業資金」、東京都信用組合協会との連携による「女性・若者・シニア創業サポートローン」を推進しております。

○ 成長段階における支援

- ・売上向上支援の一環としてビジネスマッチングに積極的に取り組んでおります。
- ・事業者の皆様には、「人」と「事業」の評価を重視した「事業性評価ローン」及び「未来500」の取組を推進しております。
- ・日本政策金融公庫と連携した協調融資を推進しております。

○ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

資金繰りにお悩みのお客さまへのご融資相談に積極的に取り組んでおります。
 令和3年度は、コロナ禍の影響を受けたお客さまの資金繰り支援にお応えしました。
 資金繰り支援として、コロナ関連融資218件/2,190百万円の実績となっております。
 尚、令和3年度は、中小企業診断士による経営改善支援先10先、各営業店による経営改善計画書策定先89先、合計92先(重複先7先を除く)に対し、経営改善活動を実施し、2先のランクアップが図られました。

経営者保証に関するガイドラインに対する取組み状況

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会(平成25年12月5日公表)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を十分に尊重し、お客様からお借り入れや保証債務の相談を受けた際、真摯に対応する態勢を整備しております。

経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同「ガイドライン」の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性があるのかなどを具体的に説明し、経営者改善支援を行っています。

○ 「経営者保証に関するガイドライン」活用に係る取組み事例

特筆すべき事例はありません。

○ 取組み内容

無担保・無保証による新規融資及び経営者保証に頼らない新規融資割合を高めるよう取組んでいます。

○ 「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	297	131
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	15.80%	9.09%
保証契約を解除した件数	—	1
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	—	—

リスク管理体制 一定性的事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	貸出金の回収リスクや有価証券の資産価値の減少など、信用供与先の財務状況、業況の悪化等により資産の価値が減少ないし毀損し、当組合が損失を被るリスク。
管理体制	当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクと認識し、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「融資に関する基本的経営方針(クレジットポリシー)」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」を定めて信用リスクを的確に把握する管理態勢を構築しております。
評価・計測	信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進、大口集中の排除と与信ポートフォリオ管理(特定業種又は特定グループの偏重排除及び資金の有効分散運用)の強化に努め「自己査定基準書」に基づき厳格な自己査定を実施しております。個別案件の審査・与信にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互牽制が働く体制となっております。さらに経営陣による理事会及び常務理事会や各種会議を定期的に開催し、信用リスク管理、運営における重要事項を決定しております。
<input type="checkbox"/> 貸倒引当金の計算基準 当組合の「自己査定基準書」及び「償却・引当計上基準書」に基づき、回収の危険性または価値の毀損の度合いに応じて分類した資産等に対し、債務者区分ごとに貸倒実績率を算出し貸倒引当金を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権については、回収可能見込額を控除した残額を引当てております。	
<input type="checkbox"/> リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 R&I(格付投資情報センター) JCR(日本格付研究所) S&P(スタンダード・アンド・プアーズ) Moody's(ムーディーズ)	
<input type="checkbox"/> エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 該当事項なし	
<input type="checkbox"/> 信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要 信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取扱いに際し、資金使途・返済原資・財務内容のほか経営者の資質などの定性要因も加味し、特にキャッシュフローを重視して、さまざまな角度から可否の判定をしており、担保や保証による保全措置は、補充的な位置付けと認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しない融資を基本的な方針としております。ただし、審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。 当組合が扱う担保については、「融資規程」や各種取扱規程により適正な評価を行っております。 また、お客様が期限の利益を喪われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。 なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、大口集中排除、特定業種、特定グループへの偏重排除等の与信ポートフォリオ管理の強化に努めております。	
<input type="checkbox"/> 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する管理の方針及び手続きの概要 該当事項なし	

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	オペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、情報資産リスク及び風評リスクを含む幅広いリスクであり、内部プロセス・人・システム障害または外的要因により当組合が悪影響を被るリスク。
管理体制	事務リスク、システムリスク、情報資産リスク及び風評リスクの各リスク管理方針を踏まえ、組織体制や管理方法について各管理規程に基づき、リスクを認識しリスクの顕在化の未然防止、発生時の影響度の極小化に努めております。 また、苦情対応マニュアルに基づき、苦情に対する分析により適切な処置を行うとともに、必要に応じて経営陣へ報告する体制を整備しております。
評価・計測	新BIS規制の基礎的手法を採用して評価・計測しております。
<input type="checkbox"/> オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 基礎的手法は、1年間の粗利益(過去3年間の平均)に0.15を乗じた額をオペレーショナル・リスク相当額とする方法。 粗利益の算出方法は以下のとおりです。 $\text{粗利益} = \text{業務粗利益} - (\text{国債等債券売却益} + \text{国債等債券償還益}) + (\text{国債等債券売却損} + \text{国債等債券償還損} + \text{国債等債券償却} + \text{役員取引等費用})$	

●金利リスクに関する事項

リスクの管理方針及び手続の概要	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性の影響を指します。当組合においては、金利リスクについて定期的な評価・計測を行い、ALM委員会に報告・協議検討するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする。)について経済的価値の変動額であるΔEVE、ΔNIIを計測しております。なお、当組合は、毎月末を基準日として、月次で金利リスクを計測しております。
金利リスクの算定方法の概要	開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE、ΔNIIに関する事項は以下のとおりです。 ※ΔEVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをい、ΔNIIとは、IRRBBのうち金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。 ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。 ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.5年です。 ・流動性預金への満期の割り当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。 ・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。 ・IRRBB算出にあたり、計測対象を1通貨(JPY)としております。また、スプレッドは考慮しておりません。 ・内部モデルは使用しておりません。

(単位：百万円)

IRRBB：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
順番		Δ EVE				Δ NII			
		当期末		前期末		当期末		前期末	
1	上方パラレルシフト	1073		933		350		319	
2	下方パラレルシフト	0		0		0		0	
3	スティープ化	672		591					
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	1073		933		350		319	
		ホ				ヘ			
8	自己資本の額	当期末		前期末		当期末		前期末	
		3,925		3,861					

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定方法の概要」に記載しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

リスクの説明	価格変動により資産の価値が減少ないし毀損し、当組合が損失を被るリスク。
管理体制	全国信用協同組合連合会の出資金、非上場株式及び上場投資信託が該当いたします。 上場投資信託については、有価証券として、「資金運用基準」に基づき管理しております。
評価・計測	上場投資信託にかかるリスクについては、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握しております。 また、上場投資信託への投資は、「資金運用基準」に定める取得限度額の枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けております。

リスク管理体制 一定量的事項一

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引					
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内		89,315	90,621	50,651	51,459	8,974	9,240	—	—	370	146
国 外		1,041	797	—	—	1,041	797	—	—	—	—
地 域 別 計		90,357	91,418	50,651	51,459	10,016	10,037	—	—	370	146
製 造 業		6,333	6,041	3,839	3,653	2,493	2,387	—	—	55	16
農 業、 林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	98	—	—	—	98	—	—	—	—
建設業		6,892	6,849	6,792	6,651	100	198	—	—	277	122
電気・ガス・熱供給・水道業		—	197	—	—	—	197	—	—	—	—
情報通信業		930	1,018	331	423	598	594	—	—	—	—
運輸業		2,138	2,326	1,545	1,534	592	792	—	—	—	—
卸売業、小売業		5,260	5,191	4,654	4,688	605	502	—	—	3	2
金融業、保険業		30,035	29,805	1,003	1,003	2,541	2,386	—	—	—	—
不動産業		14,414	14,601	13,316	13,905	1,097	695	—	—	—	—
物品賃貸業		12	12	12	12	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		248	342	248	342	—	—	—	—	—	—
宿泊業		179	504	179	504	—	—	—	—	—	—
飲食業		2,525	2,488	2,525	2,488	—	—	—	—	0	1
生活関連サービス業、娯楽業		435	266	235	266	200	—	—	—	—	—
教育、学習支援業		345	335	345	335	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		387	365	387	365	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業		3,700	3,778	3,408	3,489	291	288	—	—	4	3
その他の産業		333	315	333	315	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		1,496	1,896	—	—	1,494	1,894	—	—	—	—
個人		11,491	11,477	11,491	11,477	—	—	—	—	29	0
その他の人		3,196	3,503	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		90,357	91,418	50,651	51,459	10,016	10,037	—	—	370	146
1 年 以 下		49,054	45,246	37,471	38,208	1,543	—	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		12,068	15,310	4,254	4,595	801	1,200	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		8,233	9,841	3,530	3,741	1,198	1,597	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		4,287	2,898	2,390	2,598	1,896	299	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		4,519	4,868	2,335	1,806	2,184	3,062	—	—	—	—
10 年 超		2,740	4,242	349	365	2,391	3,876	—	—	—	—
期間の定めのないもの		8,453	9,009	319	144	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		90,357	91,418	50,651	51,459	10,016	10,037	—	—	—	—

(注) 1. 貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位: 百万円)

業 種	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製 造 業	108	89	0	28	19	16	89	100	—	12
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	104	101	11	25	14	2	101	123	1	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	1	7	5	19	0	1	7	25	10	1
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	1	1	0	0	0	0	1	1	3	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	—	3	3	—	—	2	3	0	8	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	1	0	—	—	1	0	0	0	0	—
その他の人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	216	201	20	73	35	22	201	252	25	13

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告知で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	—	9,339	—	10,319
10	—	3,749	—	3,639
20	4,945	27,736	4,587	27,158
35	—	6,302	—	6,409
50	3,381	6	3,661	21
75	—	5,334	—	4,943
100	400	26,781	596	27,865
150	—	185	—	17
250	—	—	—	—
1250	—	—	—	—
そ の 他	—	2,194	—	2,196
合 計	8,727	81,630	8,846	82,571

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 「1250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。
 5. その他には、リスクウェイトの区分が困難なものが含まれています。

リスク管理体制 一定量的事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	42,734	1,709	43,560	1,742
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	42,734	1,709	43,560	1,742
(i) ソブリン向け	119	4	80	3
(ii) 金融機関向け	5,805	232	5,631	225
(iii) 法人等向け	10,568	422	11,025	441
(iv) 中小企業等・個人向け	3,749	149	3,465	138
(v) 抵当権付住宅ローン	2,195	87	2,233	89
(vi) 不動産取得等事業向け	12,196	487	13,003	520
(vii) 3カ月以上延滞等	286	11	37	1
(viii) 出資等	830	33	1,101	44
出資等のエクスポージャー	830	33	1,101	44
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	352	14	352	14
(xi) その他	6,629	265	6,628	265
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑤CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	2,660	106	2,664	106
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	45,395	1,815	46,224	1,848

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、「(i)~(x)」に区分されないエクスポージャーです。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% ÷ 8%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,549	1,447	11	10	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		887	781	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け		337	325	9	8	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		30	26	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		208	226	—	—	—	—
⑦3カ月以上延滞等		—	—	—	—	—	—
⑧出資等		—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑨他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑩信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー		—	—	—	—	—	—
⑪その他		86	86	1	1	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「⑪その他」とは、「中小企業等・個人向け」に該当するエクスポージャーのうち小口分散化基準残高以上のエクスポージャーです。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位: 百万円)

区分		出資等エクスポージャー						
		貸借対照表計上額	うち、売買目的有価証券に該当するもの		うち、その他有価証券で時価のあるもの			
			貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額
上場株式	令和2年度	—	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—	—
非上場株式等	令和2年度	358	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	358	—	—	—	—	—	—
合計	令和2年度	358	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	358	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる貸借対照表計上額は含まれておりません。

●子会社株式及び関連会社の貸借対照表計上額等

該当事項なし

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

出資等エクスポージャー		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	令和2年度	—	—	—	
	令和3年度	—	—	—	

- (注) 1. 損益計算書における損益の額を記入しております。
 2. 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売却損益は含まれておりません。

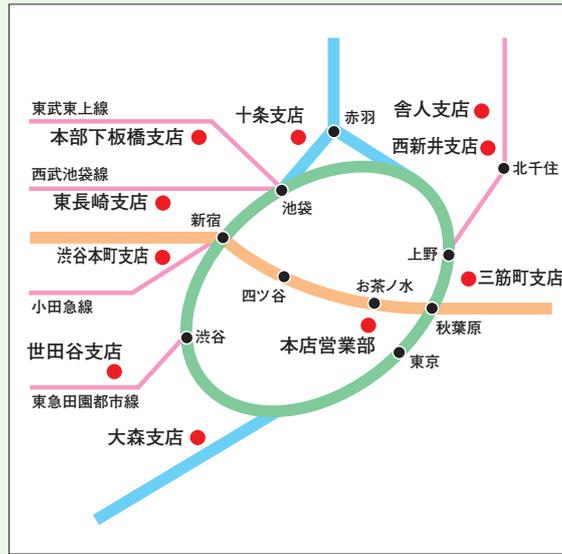
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

店舗一覽



本店営業部



本部下板橋支店



世田谷支店



三筋町支店



東長崎支店



渋谷本町支店



大森支店



十條支店



西新井支店



舎人支店

店名	〒	住所	電話番号
本部	170-0011	豊島区池袋本町 4-37-9	03-3986-0177(代)
本店営業部	101-0052	千代田区神田小川町 3-6-1	03-3291-1111(代)
世田谷支店	154-0004	世田谷区太子堂 2-25-4	03-3414-3111(代)
三筋町支店	111-0041	台東区元浅草 3-11-4	03-3842-3811(代)
東長崎支店	171-0052	豊島区南長崎 5-10-14	03-3951-9111(代)
渋谷本町支店	151-0071	渋谷区本町 4-18-1	03-3372-5411(代)
大森支店	143-0024	大田区中央 3-5-2	03-3773-0311(代)
十條支店	114-0034	北区上十条 3-15-2	03-3908-6111(代)
西新井支店	123-0841	足立区西新井 2-32-13	03-3898-3111(代)
下板橋支店	170-0011	豊島区池袋本町 4-37-9	03-3986-0171(代)
舎人支店	121-0831	足立区舎人 1-10-18	03-3855-3311(代)



全東栄信用組合

〒170-0011 東京都豊島区池袋本町 4-37-9

TEL : 03-3986-0177(代) FAX : 03-3982-3841

ホームページアドレス : <https://www.zentouei.shinkumi.jp/>